

添付法令資料 2 :

発電所サブセクターのカーボンプライシングの実施手順に関する  
2022年12月20日付インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規則No. 16 (目次)  
同月 27 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 発電所の温室効果ガス排出に対する上限の技術的承認の決定 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 発電所の温室効果ガス排出モニタリング計画の策定 (第 7 条ないし第 9 条)
- 第 4 章 発電所事業者の温室効果ガス排出に対する上限の技術的承認の決定 (第 10 条ないし第 12 条)
- 第 5 章 炭素取引 (第 13 条ないし第 20 条)
- 第 6 章 発電所の温室効果ガス排出報告の作成 (第 21 条ないし第 29 条)
- 第 7 章 炭素取引の実施評価及び発電所事業者の温室効果ガス排出に対する上限の技術的承認の入札 (第 30 条及び第 31 条)
- 第 8 章 指導及び監督 (第 32 条)
- 第 9 章 雑則 (第 33 条ないし第 36 条)
- 第 10 章 終則 (第 37 条)